

会 議	田川市協働のまちづくり市民検討会議（第8回）
日 時	平成27年10月5日（月） 18:00～19:30
場 所	田川市役所1階 大会議室
公開又は非公開	公開
	<p>（委員）</p> <p>南 博、松嶋 義秋、秋吉 亘、井上 雅美、大場 恵美、鈴木 栄子、渡辺 一廣、佐藤 利幸、武井 晋、石井 美登里</p> <p>（欠席委員）</p> <p>佐々木 さゆり、平田 繁子、原田 清隆、大森 敏宏、二場 孝宜</p> <p>（執行機関）</p> <p>安全安心まちづくり課 課長 奥 優子、課長補佐 手嶋 伸久、係長 大瀬 瑞穂、主事 渡辺 阿津子、主事 佐中 孝由</p>
傍聴人員 （公開した場合）	0人
議事・協議結果	
会議次第内容	<p>1 開会</p> <p>2 報告</p> <p>・田川市協働のまちづくり市民検討会議 中間報告</p> <p>・広報たがわ10月15日号特集</p> <p>3 議題</p> <p>(1) ルールづくりについて</p> <p>(2) 日程と会議の進め方について</p> <p>(3) 班分けと次回の日程検討</p> <p>4 閉会</p>
審議の内容	
<p>（会長）</p> <p>第8回目の会議を開催いたします。</p> <p>（事務局）</p> <p>前回の第7回の会議のときに中間報告の形について提案しておりましたが、8月末の台風で日程の都合がつかなくなってしまい、9月の議会も始まったことから、急遽、会長、副会長から市長への中間報告を行いました。皆様へのご案内が間に合わず、申し訳ありませんでした。最終答申の際は、ぜひ皆さんにご出席していただきたいと思っております。</p> <p>それでは9月9日に行いました市長への中間報告についてご報告いたします。報告書の写しと写真をつけてありますのでご覧ください。一番初めは、中間報告について。文面については割愛いたします。二枚目は皆様の名簿です。そして三枚目が、第1回目から第7回目までどういうことを検討してきたのかということ、議題をあげてお示ししております。次のページが、第6回目のときの班ごとに検討した内容です。次のページは中間報告の会場です。まず会長が市長に中間報告を読み上げて示しました。そして中間報告書を手渡して、市長が検討会議の皆様にお礼の言葉を述べております。このような形で中間報告をいたしました。また、新聞社の方にも中間報告をしたということを伝えております。</p> <p>続きまして、次ページをご覧ください。10月15日号と書いた紙があると思いますが、</p>	

この分は広報田川10月15日号に急遽1ページ確保できたことから中間報告をメインに特集を作りました。皆様は、一度原稿の案をお渡ししました。内容は、協働のまちづくりについての中間報告を行ったということ。ルール作りが必要であるということになりましたというお知らせ、そしてルール作りが必要ということに至った、アンケートの14の1、15の1の結果を載せました。そして、右側にそもそも協働のまちづくりの市民会議とはということで、いつから始まって、どういうメンバーで、どのくらい会議をして、アンケートを実施したり、他の自治体の条例を調べたり、という活動内容を書いています。そして、下の段に市民の皆さんから意見を募集ということで、パブリックコメントとしてルール作りを反映して欲しいことや、自分達がボランティアをしているうちにこういう課題があるよということがあったら、その下に書いてある電話番号にお知らせしてください。また、今度市民会議の方でこういう意見を皆さんに聞いて欲しい、実際にこういうボランティアをやっている方に、こういう内容を聞きたいけどということがあったらお問い合わせすることがあるかもしれませんのでご協力お願いしますという形で、市民の皆さんに意見を貰いたい、貰うかもしれないと載せてあります。そして一番下の段が、グループワークで活動したときの内容を載せてあります。班ごとに分かれて活発な意見を交換しましたので、一番左に一班、右側に二班、真ん中に三班と、発表している様子などを入れております。これで、中間報告と広報についての説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からご報告がありましたように、9月9日に副会長と私の方で市長に対して、前回の第7回の会議で決定していただいた中身について答申をさせていただきました。市長から、委員の皆さんにしっかりと検討していただいていると感謝の言葉をいただきました。

お手元の次第の議題の方に移りたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

本日の会議成立についてご報告いたします。田川市協働のまちづくり市民検討会議設置条例第6条第2項の規定により会議の成立要件は半数以上の委員の出席です。本日の出席人数は15名中9名、本日の会議が成立していることを報告します。

本日の議題は主にルール作りの具体化と会議の日程についてです。第7回目までの会議で、皆さんの意見を元に事務局で選択肢を作りました。この選択肢を事前に資料として送っておりましたので、皆さんにはご覧いただいていると思います。(1)のルール作りについてですが、まず事務局が各案を一括して読み上げます。説明を聞きながらご自分のいいと思うものに印をつけてください。その後で番号を読み上げますので皆様が良いと思う番号のときに挙手をしてください。挙手の多い選択肢で決めていくことにさせていただきます。本日、欠席の2名の方からは聞き取りをしています。ではよろしいでしょうか。

(会長)

事務局、お手元のどの資料が示していただけますか。

(事務局)

選択資料(1)ルール作りについてア、イ、ウ、エと書いたものをご覧になってください。

ア、まずルールの形です。7回目のときにいくつか意見がでておりましたので、その中

から、1番条例、素案作り、二番理念、案の表明。3番その他、田川市民の言葉みたいなもので、便宜上、市民の言葉と書かせていただきましたが、その3つが考えられました。第7回会議では主に1番について皆さん検討されたように思われます。

続きまして、イ、条例の素案、理念の案、市民の言葉の流れ。第7回目の会議のときにどのくらいかかって、どんな流れでできていくんだろうかと、不安を口にされている方もおられましたので書いております。1番、検討会議で骨子を作成。この会議で骨子を作り、それを検討し、決めて答申していくという形です。2番は、それぞれの委員さんがそれぞれの思いで骨子を作成してこの検討会議で検討して、以下同じです。3番目ですが、事務局が簡単な骨子を作成し、班に分かれて検討し、その中を意見交換し集約して、以下同じです。第7回目の会議のときは、検討会議で作るか、事務局に簡単な骨子を作ってもらいかどちらにしようかという話がありましたが、最終的には事務局に作ってもらった方がいいのではという流れになったようです。

ウですが、条例の素案、理念の案、市民の言葉の形です。1番目、文章の案を全てこの検討会議で作りたい。2番目、委員の入れてほしい言葉やこういう気持ちの入ったものが作りたいというものを書き出し、この検討会議で文章化して案を作る。3番目、委員の入れてほしい言葉やこういう形で作って欲しいというものをそれぞれ書き出し、職員委員と事務局で文章化し、その内容を検討会議で検討する。最後にエです、条例素案、理念案、市民の言葉の検討方法です。全てをそれぞれの班で検討する。2番目は、この全てを3つに分割して一番初めから途中の部分、最後の部分と分けて検討する。それから3番は条例の場合であれば前文から理念、理念の案の場合は理念の部分、市民の言葉の場合は前文、これを各班で検討し、本文については3つに分けて、例えば市民の部分、議会等の部分、最後にそれ以外の部分と分けて検討する。このような形でア、イ、ウ、エについてそれぞれ3つずつ選択肢を作っております。これに関して何か質問等ありますでしょうか。

(委員)

アのルールの中の1、2、3の、どれがいいかを挙手をしてということですかね。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

ちょっとよく意味がわからないのですけど。

(事務局)

前回の会議のときにいくつか皆さんから意見がでまして、そのときに自分たちでルールを決めるというふうに中間報告をいたしましたので、どれかに決めないと先に進めないということでしたので、考えられる3つです。一番は皆さんが検討された条例作りです。それからそれよりももうちょっと理念に近いもの、最後は市民の言葉という形です。これらは条例ではない形です。

(委員)

6回目は欠席しておりましたので。ルールとは何ですか。

(事務局)

7回目の会議で、中間報告は「田川市の田川市らしいルール作りが必要である」という

ことで報告をしようということになりました。そのときのルールというのは具体的に何でしようかというお話がありまして、条例であったり、条例よりももっと理念に近いものであったり、市民の言葉みたいな簡単な意見表明であったりということがありましたので、まずそのルール作りをするには何をルール作りするか、3つからどれか選んでいただくという、第7回目の時にそのようなお話になっておりました。

(委員)

私も前回のときに全然発言しなかったんですが、今言われるそのルールというのがいまひとつ理解できなくて。私の理解するルールというのは、いわゆるスポーツでいうアウトとかセーフとか良いとか悪いとかいうルール、そのルールがこの条例作りにどう係わるものかなというのがわからずに全然発言が出来なかったんです。帰ってよくよく考えたらルール＝条例かなということであれば、この答申のところのルール(条例)と書いていたらそういうことかと。要はルールを作る、条例を作るんだなと理解したんですけどそれでいいんですか。

(事務局)

今回、最終的に委員さんの意見をお聞きしようということで、この1、2、3から選んでいただく。前回、ほとんど皆さん条例の話がされましたので、ただ初めから条例ありきでいく訳ではありませんので、一応考えられる案として3つ載せてあります。ご自分がこれは条例のことだなと思ったら、条例の時に手を挙げていただければいいかと思います。

(委員)

グループワークをしたときに各班が発表しましたが、集約として市民が何かをするとき行政との共同作業するときには何らかのルールがいるという結論に至った記憶があります。そしてそのルールが条例になるのか大雑把なものになるのか、それがどれになるのかというのがこれからだから、一応ルールという言葉を使っているという、流れによっては条例になっていく、流れによっては骨子みたいな形になっていくというイメージでご説明があった気がします。

(事務局)

第7回目の皆さんの意見を元にして書いたのですが、条例という形、意見を表明するようなもの、市民の言葉という簡単なものということになっていますので、今皆さんが思われているものに印をつけていただいて、そこで手を挙げていただければいいと思います。

(委員)

2番の理念の意味が分かりにくいのですが、条例は分かるけどもこの理念の違い、具体的にどのような形のものを理念と呼ぶのかと思って。いま一つわからないもので説明をしてください。

(事務局)

条例のように第何条と決めずに、田川市はこういう方向に進んでいきます、私たちはこういうふうなことを目指しますと言葉で書くというふうに、文字化するということです。そして、市民の言葉は簡単な文章だけです。前は条例のお話でしたが。ただ、皆さんは条例について随分お話されました、であれば一度本当に条例でいいのか、もしくは市民の言葉のように簡単なものでいいのかを、選択する必要があるだろう、何か形を一度決めな

いと先に進めないということでこの場で決めていこうということです。

それでは、選択に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

(事務局)

ア、ルールの形について前回の会議のときにいろいろ意見はあったのですが、改めてここで皆さんはどれがいいと思われるかを聞きたいと思います。

1番、条例素案作りが最適であると思う方、挙手をお願いします。では理念の方がよいと思われる方、挙手をお願いします。その他、市民の言葉でよいと思われる方、挙手をお願いします。あと自分には判断がつかないと思われる方、挙手をお願いします。そうしましたらこれに欠席される方の部分を加えまして、1番が11名、理念が1名、その他が1名、判断しかねるが1名ということですので1番の条例作りということで進めていきます。

続きまして、イ、1番、検討会議で骨子を作成するというもの、こちらがいいと思われる方、挙手をお願いします。では2番、各委員がそれぞれ骨子を作ってくる形と思われる方、挙手をお願いします。では3番、事務局が簡単な骨子を作成して班で検討するのがいいと思われる方、挙手をお願いします。では1番が2名、2番が2名、3番が10名です。

ではウ、条例、理念、市民の言葉の形について。1番、文章の案を検討会議で作る、がいいと思われる方、挙手をお願いします。2番、入れてほしい思いや言葉を検討しこの会議で文章化したいという方。3番、その部分について職員委員と事務局で文章化しこの検討会議で内容を検討するという方。では、1番が1名。2番が4名。3番が9名になります。

次のエ、条例、理念、市民の言葉の検討について。全てを各班で検討する。全てを3つに分割して検討する。前文から理念の部分については3班とも共通に考える、そして残りの部分を分けて検討する、の3つになります。

(委員)

1番の各班と3班の違いはなんですか。

(事務局)

全てを、各班が同じことをするというものです。

(会長)

検討項目が1から10まであったら、1から10までをそれぞれの班で全部検討するか、1から3まではA班、4から6まではB班、7から10まではC班で検討して合わせると。それが2番目だと。そういうことです。

(委員)

違いますよね。3班に分けてそれぞれの全てを検討するが2番でしょ。3番目がパーツに分けてするという事じゃないですか。

(事務局)

全てを各班で検討というのは、まず前文があって1番から10番まであったとしたら前文と1から10までを全部検討するのが1番です。2番の全てを3班に分けてというのが前文まで含めて全部を3つに分割して検討する。3番目が前文から理念の部分は3班とも共通に考えて、残りの部分を3つに分けましょうということです。条例ということになりましたので、前文があって、1から12まであったとしたら、これを全部3つの班とも同

じものを考えるのが1番です。そして前文と1から12まであったとしたらこれを3つに区切ってわけましょうというのが2番目です。3番目は前文と1から12まであったら、前文は大事な部分ですから皆で考える。のこりは時間短縮とか、沢山意見が言えるように3つに分けましょうというところですね。

(委員)

まずグループを3つに分けるという前提が頭に入ってなかったのが混乱したのではないかと。

(事務局)

第6回目のときにグループ分けをしまして、前回は班分けの方がいいという意見がでていました。1、2、3についてこれを皆さんで選択するかという形になります。

(委員)

前回頂いた他所の市の資料があるじゃないですか、この中で議会とか市長とか役割とかこの会議と全然違うようなところもあるんですよ、協働という項目については3項目とか4項目じゃないんですよ、議会の役割とか市長の役割とかは、この場で検討することじゃないと思うんですよ。

(会長)

おっしゃることは、3つに分割するにも分ける元が決まってないから分けようがないんじゃないかというご指摘ですね。事務局のお考えどうなのでしょう。

(事務局)

事務局の方で第7回目の会議の時に、主に市民とか市役所とか議会とかそういう部分と、行政についてこうあるべきという部分とそれ以外の部分とあります、いろんなこの条例を皆さんご覧になったと思いますけど。それで大きくブロックに分けたらいいのではないかと考えております。

(会長)

今の説明で、皆さん納得されてないと思うのですが。

(事務局)

いくつか皆さん条例をご覧になったと思いますが、その中に市民の役割とか行政の役割とか議会とかいろいろ条例にする部分があったと思うんです。それを大きく3つに分けましょう、そして、それぞれ分けて集中的にそれぞれの班でやっていただきましょうというのがこれです。

(委員)

アのところ、条例作りをしましょうと決まりましたよね。だから、後は条例作るだけのことですよ。

(事務局)

そうです。条例というと、前文があって、市民とか、議会とか、行政の役割だとか、それからそれ以外の部分で分かれています。それでまたここで全員集まってこれから話していったら班分けにするとなると日数がかかると思いますし、やはり皆さんに活発な意見を出していただくためにも、班に分かれて全部を考えるのか、班に分かれて3つにすることで皆さんの軽減にもなると思うので、ここは3つに分けてそれぞれの班で考えて一番大事な

理念は共通部分にするというものと、全部一通り目を通したいというのであればこちら。

(委員)

それで、アのところで条例作りをしましょうと決まりました、イのところで3番の事務局からざっくりとした簡単な骨子を作るようになりました。これを作ってもらったら、これを3班に分けるわけでしょ、そこまで出来たら分かり易い理解し易い条例が出来て。

(会長)

それで、3つに分けるのも事務局が骨子を作りますので、これを例えば全部で第一条から第十条までするのか、自分の班で検討した結果ここは4つぐらいでいいとか、そういうところは班で検討していくことになるかなというのがこちらです。そして、こちらは同じものを3つで考えてそれぞれで出した案を合わせて検討して、これがいいよねとなるから、こちらは案を合わせるのに時間はかかると思います。全部に目を通したい、関わりたいということだこちら。そこまで負担をかけずに3つに分けてそれぞれの班でじっくり考えていくというのがこちらだというふうな形に。だいたい理解していただけましたでしょうか。

(事務局)

1番、2番、3番ですが。全てを各班で検討するが良いと思われる方、挙手をお願いします。それから、全てを3つの班に分けて検討する方。3番の前文は皆で考え残りは3つに分けて検討する方。

(委員)

アイウエを同時に出してきているから混乱してしまっているのですが、アとイ、事務局が簡単な骨子を作成した段階でどれにするかと考えて、少しずつ決めていきながらしたほうが、皆で挙手取ったからとかではなくて、流れでこのくらいだったら皆で検討できてお互い合わせた方がいいのができるかともなるかもしれないし、ちょっとパーツで難しいので分けて考えようってなるかもしれないし、そこまで今日決めないといけないのかなと思いますけど。

(事務局)

ここまで分けたのは、前回の7回目までの会議でかなり日数もあいてしまって、前のことが分からないと言われる方もいたのと、今回一度ざっくりとした簡単な骨子を作成して、また皆さんにお集まりいただいて、その説明から入ってとなるとやはりまた皆さんへの負担を強いることになるので。班で検討していく方がなかなか口にできない委員さんも班だと意見が言えるので、そちらの方で進めてもらいたいだけだということもありまして。では、もうここで一度ある程度決め方のルールをしたら、後は班のときに自分の意見ではここをもう少しこうしたいのだけれどというふうにすれば、次の全体会議のときに調整もできるし、この3つの会議とも私は事務局としてファシリテーターとして入るつもりです。ですから、A班が全然違う方向に行くB班が全く違う話になるということにはならず、そこで出た意見を他の班に伝えることも可能だと思いますので、微調整は次の第9回という形でできるかなと思います。

(委員)

おそらくもう今日の段階で3つのグループに分けましょうと、これからはグループでこ

れを検討していきましょう、そして時々集まって意見を合わせましょうというご提案が先にあればもっとわかりやすかったかなと思います。だからこのアイウエを今日決めたいということであろうと今のお話で理解できました。だから今日グループで分かれたら皆が集まってすると、例えば私がだらだらいつも意見を言っているともならないですむし、もっと出し合って良い意見ができて合わせることができるんじゃないかというご提案じゃないかなと受けました。

(事務局)

班にするというのは、ここで決めないといけなかったものですから、皆さんの意見はそうなっておりましたけども、できるだけ班で意見を言いたいということはありませんので、今回アイウエまで決めさせていただきます。

エについては、1番が4名、2番がなし、3番が委任状含めて10名ということになります。もう一度確認いたします。ルール作りについて、ルールの形は条例素案作り、この進め方ですが事務局がざっくりとした簡単な骨子を作成いたしまして、班にお持ちしますのでそこで検討してもらい意見交換をして集約して決定していくという形。条例の素案の形ですが、委員の入れてほしい言葉や、こういう意味が入ってほしい、こういう言葉があったほうがいいと思う、などのことを書き出していただいて、そしてそれが他の条例と合わないところが無いかとかそういうチェックはもちろんしますし、事務局の方で文章化し、この検討会議でそれを検討していただくという形になろうかと思えます。それで最後のエですが、前文から理念の部分については班に分かれるけれども、皆さん一緒に検討してください。そして、残りの部分について大まかな分け方をしますので、班に分かれて検討していただく、そういう形で今回決まりましたので、今後よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

おそらく今後班に分かれて検討していただく中で、進め方については事務局に対してご提案があるかと思えます。それはその都度事務局に出していただいて、調整が必要な場合はまた改めて調整をしていくということで、原則としては今決まったような形で進めていくということでご理解いただければと思います。

(委員)

皆もグループ分けでこれからいきますと、承認を取られた方がよろしいんじゃないかなと思いますけど。

(会長)

今後、グループに分かれて議論していくということについて、恐縮ですがご賛成の方、挙手をお願いいたします。ご意見が過半数ということになりますので、そのような形で進めさせていただきますと思います。

(委員)

要望があるのですが。事務局、今だいぶ決まってきておりますが、基本的な姿勢を確認したいというか、できるだけ効率的に、もう時間がだらだらならないように、もう二年間たっているけど、非常にこういう会議は大事ですけどいろんな用事があるし、なるべく短い期間に合理的に良いものができるようにしなきゃいけない訳です、そういう意味で事務



局が出す骨子、ざっくりとした簡単なという言葉で書いていますけど、どの程度の骨子を出すつもりなのか、というのは本当におおざっぱ過ぎたらなかなか進まないですからね。我々素人は知識がない訳ですから、あまり大雑把な骨子では検討にならないと。事務局もざっくりとしたとは言っても、ある程度突っ込んだ案をだしていただきたい。そのほうが、我々素人が見て検討していく上で、いろんな意見を出しやすいんじゃないかと。あんまり抽象的になると進まないんじゃないかと。そういう姿勢でいくべきだと思います。その両方含めてお願いしたい。

(委員)

今の意見で、先日から事務局から各市の条例をいただいております。それを見ますと、最初は理念に基づいて前文を作る。これは先ほどの事務局からのお話でありましたけど、どういう精神でこの協働のまちづくりを進めていくか、どういうふうに取り組むかというのがだいたい理念のようですね。その次にあるのが、市民参加が自治の基本ですから、地方自治の基本というのは住民参加が基本ですよね。その辺を、各市長とも謳っているようです。それからあとは、市民参加をする場合に権利と役割、先ほどから意見が出ておりましたけど、市民がまちづくりに参加するにあたって、どういう役割とどういう責任があるのかということが決められているようです。それから、あとは議会とかこれに絡んで、市役所とか議会とかその他の小団体が絡んでくることになろうかと思います。その次には、協働のまちづくりという制度と仕組みについて決められているようです。あとは、見直しとか、市民の住民投票とか、以上だいたい四項目か五項目に大きく分けられているようです。

(会長)

今、委員からご発言があったように、それぞれについて骨子をできるだけ事務局の方で書き込んだような形で、まず委員の皆様にお諮りしてはどうかということです。

事務局のお考えどうでしょうか。

(事務局)

皆さんのこういう言葉が入った方がいいよとか、ここは修正した方がいいよという言葉をも十分に入れながら、けれども、全く皆様に全部考えてということにならないように決まりに沿った進め方をしていきたいというふうに思います。

(会長)

委員、今のお考えでよろしいですかね。

(委員)

大雑把に出されたら困ると。ある程度突っ込んだ具体的なものでいいと思うので、そういう意味で要望を込めて言った訳ですけど、その姿勢でやってくれたらいいと。

(委員)

さっき委員さんが仰っていましたが、今までのことで時間がかかるので、これからは作業ですから、おそらくピッチはばんと上がると思います。本来ならば今年度の9月には答申を出さなければいけないスケジュールだったんですけど、今からこれが進んでいけば、おそらく年度内には答申だせるんじゃないかと、これから作業だけですから。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

(会長)

では、委員。

(委員)

これは、最終的に議会に報告するんですよね、先日インターネットで議会の中継見てた時に、アンケートの結果を安全安心まちづくり課が議会に報告していましたよね。それに対して3つか4つか質問が出ていたじゃないですか、その紹介をしていただければと思いますが。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

それは議会が出た質問とその内容の主なところという形でしょうか。

(委員)

そうです。報告がないから、皆さんご存じないですよね。議会に報告したということもご存知ないんじゃないですか。

(事務局)

市役所ですから、こういうことがありましたと議会に言いますので、その時委員さんからでた内容を聞きたい、皆さんに紹介してほしいということですか。今ここに議会の資料を持ってきているわけではないので、今皆さんに紹介するのは厳しいと思います。次回班会議の時に皆さんにお配りするというところでどうでしょうか。

(会長)

そのような形でお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。次回準備させていただきます。

(会長)

それでは、次第の3の(1)のルール作りについて、というところで議論をしていただいたところでございます。班に分けて取り組んでいくということとさせていただきますので、そうした場合どのような形で進めていくかという議題の2ですね。日程と会議の進め方について事務局の方で考えがあればお願いします。

(事務局)

日程と会議の進め方についてご提案をいたします。会議の進め方は班ごとに検討することになっておりますので、各班の集まりやすい時間を選択していただければいいと思います。一同に集まって班に別れて検討するというのは負担がございますので、今度は人数的にも4人の班になりますので、その4人の都合がつく時間帯に会議をしていただく。その中に私達が事務局として入っていくという形をつくりますので随分会議が開きやすくなるのではないかと思います。そのような形で先ほども委員が言われたようにスピードアップして、班の都合のいい時間帯を選んでいただきたいと思います。

ここで班分けですが、一応こちらの方で表をお渡しいたします。これは第6回目の会議の時の班をベースにしておりまして、その時に欠席された委員さんは入る予定だったとこ

ろに組み込んでおります。そして市職員の2名の委員は内容についてのチェックとか、他の条例に抵触しないかとか、そういうことを考えてもらうため外しております。

続きまして日程ですが、だいたい2週間に1回くらい班で集まれることができるならばこういうふうな進み方をするだろうという案で作っております。この分を今日は3通り決めるからどれになるかわからないので3種類作っておりましたので、条例案を班で検討するという形について今から資料をお配りします。まず、この表ですけれども、9月9日第二週目に中間報告を行いました。そして、10月の第一週、本日第8回目の会議であります。それから2週に1回程会議を重ねると、第9回目に各班からでた意見、それから他の班に対する意見とか集約ができるかなと思います。これはいつ集まろう、何回ぐらいで検討できるよねというのは各班の進み方の都合でよろしいかと思います。できるだけ皆さんの集まりやすい時間、それと3回ぐらいで終わったよでもいいし、もう4回か5回ぐらい会議重ねないといけないよねとかでもいいと思います。だいたい2ヶ月程で4回程度それぞれの班で検討していただきまして、第9回の会議前に他の班の資料をお送りします。そして他の班の資料で意見とか質問があれば、その時にあらかじめ記入しておいて、各班が発表していただいた後、意見を出していただくという形になります。そして、第9回目で他の班からの意見を貰い、自分達のところをどういうふうに検討しようかというのを続けましてまた、4回程、そして事務局の方で取り纏めまして第10回目に集約をする。そして、事務局が取り纏めてできあがったものを、承認を受けて市長への答申ですね。これは、この通りいく訳ではないのですけれども、だいたいの目標がないと中々進んでいかないかなと思いますので、このような形で作ってみました。

(会長)

はい、わかりました。では委員。

(委員)

お尋ねしますが、今日承認を頂きました事務局のざっくり案を。

(事務局)

第1回目の班会議の時に持ちしようと思っております。今日、決まるかどうかはわかりませんので。1回目の班会議に持ちしようと思っております。

(委員)

そうすると、例えば1班が10月の2日としますとそれまでには間に合いませんよね。その時間はある程度今回見てもらっとなないと、事務局の資料作りがどれくらいできるかが、もう来週月曜日に間に合わないんじゃないですか。事務局としては会議をするのに、だいたいどれぐらい欲しいということ言われていたほうがいいんじゃないですか。

(事務局)

ありがとうございます。皆さんの集まりやすい日にちがいつ頃かというのもあるかと思っております。なにせどういう方向に進むかというのが決まりたての予定ですので、今日で明日会議をしたいと言われますと、私の方も徹夜しないといけないような状態になりますので、骨子については今週いっぱいだいたいの目処をつけて、来週に連休が入りますので、その辺り過ぎぐらいにはしたいと思っております。12日までがお休みですので13日以降であれば一生懸命作ります。13日以降であれば計画をしていただいていると思います。

(委員)

会議の時に資料を頂くのではなくて、少なくとも1日前、事前に目を通して会議にのぞめるような事務をしていただくと助かります。

(事務局)

わかりました。それでは13日に発送して14日につく、であれば19日以降でよろしいでしょうか。

(委員)

それはお任せでもいいんじゃないですか。

(事務局)

では、13日発送で14,15日までには手元に届くというところであとは班の方で日程は決めてください。それでよろしいでしょうか。

(会長)

今、事務局から資料の件については説明がありましたが、お手元に配られた二重丸がついている資料ですね、二週間に1回という形になっていますが、次の全体の会議までに4回するかどうかも班の方に議論して決めていただくということでお願いできればと思います。具体的に何月何日にどうするかというのは、班に分かれてご検討いただくということで、大まかな進め方は今事務局から配られた二重丸のついている資料の形でよろしいでしょうか。では、その形でお願いできればと思います。

では議題の3番、班分けと次回の日程検討につきまして事務局の方からお願いをします。

(事務局)

次回の日程ですが、班ごとに日程を決めることとなりますので、今から班ごとに別れて今後の日程を検討していただきたいと思います。日程が決まりましたら事務局にお知らせください。そして自由解散としたいと思います。

それでは、休憩を5分程頂きまして、その間にこの机を班にいたします。7時10分から班ごとの打ち合わせに入りたいと思います。

《会議終了》